

乳児院・児童養護施設の里親担当職員による支援の実態

— 施設職員と里親との関係が構築されているA県を事例として —

○ 大阪大谷大学 井上 寿美 (007221)

笹倉 千佳弘 (滋賀短期大学・007988)

〔キーワード〕 里親支援、役割分担、連携

1. 研究目的

本研究の目的は、A県の乳児院と児童養護施設における里親担当職員による里親支援の実態を、A県の里親支援の特徴という観点から明らかにすることである。

2017(平成29)年8月、厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」より『新しい社会的養育ビジョン』が発表された。里親支援に関しては、「里親とチームとなり、リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度はすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会2017:3)と述べられている。加えて、「主として児童相談所が単体で、あるいは、民間の里親支援機関や里親支援専門相談員と連携して」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会2017:33)おこなわれている、リクルートから委託後支援までのフォスタリング業務を、今後は、社会福祉法人やNPO法人などの民間機関に委託する方法も考えられている。

里親支援に関しては、乳児院や児童養護施設の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)や里親支援専門相談員(里親支援ソーシャルワーカー)が担うところも大きい。すべての施設に配置されているわけではないが、家庭支援専門相談員配置から19年め、里親支援専門相談員配置から6年めとなる現在、A県を事例として、このような施設の里親担当職員による支援の実態を明らかにし、検討を加えることは、里親支援の新しいシステムを構築するにあたり有用な知見をもたらしてくれるに違いない。

児童養護施設や乳児院による里親支援に関する文献は、そのほとんどが実践報告である。先行研究に位置づく伊藤・高田・森戸(2014)では、施設に対する里親の批判的な言動、それに対する施設職員による里親への不信感が語られており、施設と里親との連携が必ずしも良好とは言えない地域での調査となっている。総じて言えば、児童相談所も含めて、「相互の不信が非常に強いのが現状」(庄司2011:76)である。一方、A県は、施設職員研修会への里親参加、里親研修会への里親担当職員参加、里親支援専門相談員と里親会会長が同席する会議開催など、施設と里親との間で関係が構築されており、その点において本研究には独自性があると言えるであろう。

2. 研究の視点および方法

2017年8月にA県内すべての児童養護施設6か所、2018年2月にA県内すべての乳児院2か所を調査者2名が訪問し、里親担当職員に里親支援の実態に関する半構造化インタビューを実施した。インタビュー時間は1時間~2時間程度である。インタビューはICレコーダーに録音し、後に逐後録を作成した。調査協力依頼状を施設長宛てに送っていたことから、4施設では施設長もインタビューに同席している。各施設における調査協力者、インタビュー形態、調査日、調査場所、インタビュー時間などのインタビュー調査の詳細については当日の資料に譲る。

インタビュー資料の分析は、逐後録の中から里親支援に関するセグメントを切り出し、それを解釈してコードを付し、カテゴリー化をおこなった。里親支援の特徴と里親支援の課題にカテゴリー化されたが、ここでは里親支援の特徴に注目する。

3. 倫理的配慮

大阪大谷大学文学部・教育学部・人間社会学部研究倫理委員会の承認を得、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。インタビュー調査に先立ち、調査協力者に、①調査目的、②調査方法、③調査不同意の際に不利益を受けない権利、④データの管理法、⑤協力者が中止・保留を申し出る権利、⑥入手したデータの公表について依頼文書で明確にし、協力同意を得た。調査開始時に、再度、口頭で上記①～⑥について説明し、「研究協力同意文書」2通に署名を得、そのうちの1通を調査協力者、他の1通は調査者が受け取り保管することとした。研究結果の公表にあたっては、調査協力者が特定されないように固有名詞をランダムにアルファベット表記とした。

4. 研究結果

A県の乳児院、児童養護施設の里親担当職員による里親支援では以下の3つ特徴が明らかになった。

- ① 里親家庭の訪問において、施設と児童相談所の里親担当職員間で役割分担を意識した連携がおこなわれている。
- ② 里親養育の相談援助において、乳児院と児童養護施設の里親担当職員間で役割分担を意識した連携がおこなわれている。
- ③ 社会的養護児童の養育において、施設の里親担当職員と里親間で役割分担を意識した連携がおこなわれている。

5. 考察

A県の里親担当職員による支援の3つの特徴が、支援の実際場面においてどのような意味をもつのかについて考察を加える。

① 施設と児童相談所の里親担当職員間の役割分担と連携

A県では、委託、未委託を問わず里親家庭の訪問に際して、通常、児童相談所の里親担当職員と施設の里親担当職員による同行訪問をおこなっている。児童相談所職員が里親と面談をおこなっている間に、施設の里親担当職員は里親委託児との面談をおこなう。その結果、委託児の言動から里親養育の不調が発見されることもあると言う。このことから、里親家庭訪問における施設と児童相談所の里親担当職員間での役割分担と連携は、里親委託児の様子をとおして里親養育の状況把握につながっていると考えられる。

② 乳児院と児童養護施設の里親担当職員間の役割分担と連携

A県では、乳児院からの里親委託児への支援を、乳児院の里親担当職員がおこなってきたが、委託児が思春期になったのを機に、里親支援の担当者を児童養護施設の里親支援担当職員に引き継ぐこともあると言う。思春期の子どもの養育経験を積んでいる児童養護施設職員の方がより実態に即した具体的な相談援助がおこなえるという判断が働いている。このことから、里親支援の相談援助における乳児院と児童養護施設の里親担当職員間の役割分担と連携は、それぞれの施設で蓄積されてきた経験に基づく、具体的かつ実践的な情報提供や援助につながっていると考えられる。

③ 里親担当職員と里親間の役割分担と連携

A県では、施設の子どもの養育を充実させるためには里親の力を借りる必要があるという考えの下で施設と里親の関係構築がなされてきた。このような風土の中で施設の里親担当職員は、里親を社会的養護児童の養育を共に担うパートナーとして位置づけている。このことから、社会的養護児童の養育における里親担当職員と里親間での役割分担と連携は、里親に、委託児の養育は家庭の私的な養育ではなく、家庭で養育をおこなう形態の社会的養護であるという意識を醸成することにつながっていると考えられる。

【文献】当日の資料に譲る。

※本研究はJSPS 科研費 JP16K04233 の助成を受けている。